

医用画像情報学会（M I I）雑誌投稿規程

（平成 27 年 7 月 1 日）

1. 原稿の分類

内容は医用画像等に関するものとし、下記の項目に分類する。

- 1.1 論文 未発表の内容を含む研究論文。
- 1.2 研究速報 未発表の内容を含み、特に急いで発表する価値のある研究論文。
- 1.3 ノート 研究の途中経過として発表の価値のある研究論文。
あるいは、新しい装置・製品の技術評価や既成の装置における新しい考案などに関する研究論文。
- 1.4 資料 研究、技術に関する資料・調査報告。
- 1.5 製品紹介 賛助会員の会社の製品紹介。
- 1.6 その他 定例の大会での特別講演・教育講演等の資料。国際会議の報告、解説など。また、編集委員会が必要と認めた報告など。

2. 著者

原稿の分類の 1.1～1.4 の著者には、本会の会員を必ず 1 名含むこと。

3. 執筆方法

執筆要項で定める方法によること。

4. 投稿方法

執筆要項で定める方法によること。

5. 原稿の審査

原稿の採否は、編集委員会が審査の上決定する。審査は、編集委員会が依頼する査読者と編集委員で行う。

6. 発行

すべての原稿は医用画像情報学会雑誌 J-Stage より電子版に掲載される。

7. 投稿料

論文・研究速報・ノート・資料・製品紹介およびその他のすべての原稿は、投稿料が必要である。編集委員会の判断により、別途、投稿料を設定、または減免する場合がある。

8. 著作権

医用画像情報学会雑誌に掲載された記事・論文の著作権は、医用画像情報学会に帰属する。したがって、本学会が必要と認めたときは、記事・論文等の複製・転載を行うことができる。また、第三者から記事・論文等の複製あるいは転載などの許諾要請があった場合、本学会で適当と認めたものについて許諾することができる。

9. 倫理規定

（1）ヒトを対象とした研究に当たっては、ヘルシンキ宣言 1 の倫理的原則、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成 26 年文部科学省・厚生労働省告示第 3 号）」2 に則ること。所属施設内の倫理委員会ないしそれに準ずる機関の承認を得ていること。

（2）動物を対象とした研究に当たっては、文部科学省の「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成 18 年文部科学省告示第 71 号）」3 に則ること。所属施設の

倫理委員会ないしそれに準ずる機関の承認を得ていること.

1<http://www.med.or.jp/wma/helsinki.html>

2http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kenkyujigyou/i-kenkyu/#hid1_mid1

3http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/06060904.htm